

# 岡山県市町村総合事務組合情報公開条例施行規則

【平成 28 年 3 月 29 日規則第 4 号】

改正 令和 4 年 2 月 22 日規則第 6 号

(趣旨)

**第 1 条** この規則は、岡山県市町村総合事務組合情報公開条例(平成 17 年岡山県市町村総合事務組合条例第 6 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開示請求書)

**第 2 条** 条例第 5 条第 1 項の請求書は、公文書開示請求書(様式第 1 号)とする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等の通知)

**第 3 条** 条例第 7 条の 2 第 1 項及び第 2 項に規定する実施機関が定める事項は、次に掲げる事項(第 2 号に掲げる事項にあつては、同条第 2 項に該当する場合に限る。)とする。

- (1) 開示請求の年月日
- (2) 条例第 7 条の 2 第 2 項の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由
- (3) 開示請求に係る公文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容
- (4) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

2 条例第 7 条の 2 第 1 項及び第 2 項の意見書は、公文書の開示に関する意見書(様式第 2 号)とする。

(公文書の開示の実施)

**第 4 条** 公文書を閲覧するものは、当該公文書を丁寧に取り扱い、これを改ざんし、汚損し、又は破損してはならない。

2 管理者は、前項の規定に違反するものに対し、公文書の閲覧を中止させ、又は禁止することができる。

3 公文書の写しの交付の部数は、請求 1 件につき 1 部とする。

(費用)

**第 5 条** 条例第 10 条第 2 項に規定する公文書の写しの作成に要する費用は、別表のとおりとする。

2 前項の費用及び公文書の写しの送付に要する費用は、前納しなければならない。

(その他)

**第 6 条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

別表(第 5 条関係)

区 分	写しの作成の方法	金 額
-----	----------	-----

文書及び図画	電子複写機による写し(日本工業規格A列3番の大きさまでのものに限る。)	単色刷り 1枚につき 10円
		多色刷り 1枚につき 50円
	プリンタによる出力(日本工業規格A列3番の大きさまでのものに限る。)	単色刷り 1枚につき 10円
		多色刷り 1枚につき 50円
	業務委託による写しの作成	当該業務委託で定める額
電磁的記録	録音テープ、ビデオテープ、フレキシブルディスクカートリッジ及び光ディスク(コンパクトディスクレコーダブルに限る。)に複写したもの	当該複写に要する費用の実額
	業務委託による写しの作成	当該業務委託で定める額

- 備考 1 用紙の両面を使用する場合は、片面を1枚として額を算定する。
- 2 写しの送付を求める者は、送付に要する費用を負担するものとする。
- 3 業務委託とは、組合内では処理できない専門的技術を伴う場合をいう。
- 4 電磁的記録の写しの交付については、全部開示のものに限る。

**附 則** (平成28年3月29日規則第4号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則** (令和4年2月22日規則第6号)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の岡山市町村総合事務組合情報公開条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

**様式第1号** (第2条関係)

年 月 日	
公文書開示請求書	
岡山市町村総合事務組合管理者 様	
請求者 住所	
氏名	
電話番号	
岡山市町村総合事務組合情報公開条例第5条の規定に基づき、次のとおり公文書の開示を請求します。	
開示を請求する公文書の名称又は内容	(開示を求める公文書の名称又は開示を求める内容をできるだけ具体的に記載してください。)

開示の実施方法	1 閲覧      2 写しの交付      3 視聴 (希望する開示の実施方法を○で囲んでください。)
---------	---

**様式第2号** (第3条関係)

年 月 日	
公文書の開示に関する意見書	
岡山県市町村総合事務組合管理者 様	
住所	
氏名	
電話番号	
次のとおり公文書の開示に関する意見書を提出します。	
意見照会年月日及び照会番号	年 月 日 第 号
(該当する項目を○で囲んでください。)	
1 開示することに支障はない。	2 開示することに支障がある。
(2を○で囲んだ場合は、次の項目に記入してください。)	
【支障がある部分】	
【支障がある理由】	